

## 勝田中等教育学校「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

### 1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

#### (1) 子供の健やかな学びを保障

- ・地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続する。

#### (2) 基本的な対策を継続し、「新しい生活様式」を導入

- ・基本的な対策とは、3つの密（密閉・密集・密接）を避ける。人との間隔が十分にとれない場合のマスクの適切な着用、こまめな換気、手洗いなどの手指衛生などのことをいう。

#### (3) 学校関係者に感染が確認された場合の配慮

- ・感染者や濃厚接触者である生徒等が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならないよう十分な配慮・注意が必要。

#### (4) 変異株への対策

- ・国立感染症研究所によれば、変異株への対策としては、従来株と同様に、「3つの密」（特にリスクの高い5つの場面）の回避、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策が推奨されている。
- ・感染者を一人でも多く減らしていくため、従来以上の危機意識を持って、感染症対策に取り組んでいく必要がある。

#### 【新型コロナウイルスの子供への感染に関する特徴】

新型コロナウイルス感染症の小児例はむ症状者／軽症者が多いとされています。また、新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化する人の割合や死亡する人の割合は年齢によって異なり、高齢者は高く、若者は低い傾向にあります。

一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスについては、令和3年11月現在において、全国的にデルタ株と言われる変異株にほぼ置き換わったと考えられています。デルタ株については従来株よりも感染性が高いことが示唆されていますが、デルタ株が子供に感染した場合も従来株より重症化する可能性を示す証拠はなく、多くが無症状から軽症で経過しています。

【文科省衛生管理マニュアル Ver. 7 10 ページ】

### 2 本校における基本的な感染症対策について

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提とした場合、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密（密閉、密集、密接）」を徹底的に避けるために、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンス）といった「新しい生活様式」に、学校を含めた社会全体が移行することが不可欠である。なお、「3つの密」が同時に重なる場を避けることはもちろんであるが、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指すことが望ましいとされる。

ここでは、(1)～(5)の項目について、本校の感染予防対策を示すこととする。

### (1) こまめな手洗い、手指消毒

- ・流水と石けんでの手洗いを基本とする。
- ・流水による手洗いができない場合などに、アルコールの手指消毒液を使用する。
- ・外から建物内に入る時、トイレの後、昼食の前後、共用のものを触ったとき等、こまめに行う。
- ・洗面所に石けんを常備しておく。
- ・授業時間をずらす、休み時間を長くするなど、手洗いやトイレ使用が密集しないように工夫する。

### (2) マスク着用

- ・教室内でもマスクの着用を徹底するとともに、一定の間隔を空けるように工夫する。
- ・生徒自身のマスクが使用不能になった場合に備え、予備のマスクを学校で用意しておく。
- ・気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外す。その際は、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるなどの配慮をする。
- ・体育等の運動を伴う活動では、マスクの着用は必要ないが、フィジカルディスタンス（身体的距離の確保）に配慮をする。
- ・マスクの取り外しは、活動の態様や生徒の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応する。
- ・生徒が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、生徒自身の判断で適切に対応できるように指導する。

### (3) 校舎内の消毒

- ・消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難である。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により生徒の抵抗力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。
- ・物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、濃度 0.05%に薄めた次亜塩素酸ナトリウム液、一定の条件を満たした、次亜塩素酸水や亜塩素酸水を使用する。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用する。また、学校薬剤師等と連携することも重要である。
- ・ドア（ドアノブ含む）や水道蛇口などに生徒等が触れる回数を減らす。（ドアの開放など）
- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上は消毒をする。なお、生徒等の手洗いが適切に行われている場合は、これらの作業を省略することも可能である。

### (4) 換気

- ・換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする）2方向の窓を同時に開けて行うようにする。
- ・授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はないが、気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師等と相談する。
- ・常時換気の際、窓を開ける幅は、10 cmから 20 cm程度を目安とし、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられる。また、廊下の窓も開けることも必要である。
- ・常時換気が困難な場合は、こまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開にする。
- ・教室等のドアは、換気のとあわせて、生徒が共用部に触れないように開放しておいてもよい。
- ・窓のない部屋は、入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努める。また、使用時は、人の密度が高くならないように配慮する。
- ・体育館のような広く天井が高い部屋であっても、感染防止の観点から、換気に努める。
- ・エアコン使用時においても換気を行う。
- ・冬季は、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期であるので、

徹底して換気に取り組むことが必要で、気候上、可能な限り、常時換気に努める。

#### (5) 毎朝の検温（登校前に自宅）と健康状態の確認（自宅・学校）

- ・家庭との連携により、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行う。
- ・生徒に発熱等の風邪の症状がある場合には、学校に連絡して、自宅で休養させる。
- ・登校時に、「健康観察表」などを活用して、生徒の検温結果及び健康状態を確認する。
- ・登校後は、教室へ入る前に、非接触型体温計等で検温（家庭で検温していない場合）、手洗い、手指の消毒等をする。
- ・登校後に、熱が通常より高い等の症状があり、感染が疑われる場合は、保護者に連絡して迎えに来てもらい自宅休養とする。その場合、他の生徒等との接触を可能な限り避けられるように別室で待機させるなどの配慮をする。
- ・すぐに帰宅することが困難な場合や地域の実情により直ちに医療機関を受診できない場合には、補完的な対応として、抗原検査キットを使用することが考えられる。

### 3 登下校

#### (1) マスクを着用する。

ただし、夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高く、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、マスクを外すように指導する。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることも指導する。熱中症のおそれがある場合は、着用しないこともできる。

#### (2) 周囲との間隔を1メートル以上空け、会話を控える。

#### (3) 信号待ち、校門、昇降口等での密集が起らないよう指導する。

#### (4) 公共交通機関（電車やバス）を利用する場合

- ・マスクを着用し、会話を控え、可能な限り間隔を空けて乗車する。
- ・降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う。
- ・顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗う。
- ・できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を検討する。

#### (5) スクールバスを利用する場合

- ・乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせる。
- ・利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行う。
- ・可能な範囲で運行方法の工夫等により、過密乗車を避ける。
- ・利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底する。
- ・利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底する。
- ・多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒する。

### 4 授業

#### (1) 机の配置等

- ・対面での配置はできるだけ避ける。
- ・机の間隔を確保する。
- ・特別教室等で固定式の机で対面となる場合は、可能な限り座席の間隔を確保する。
- ・座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせるなど、柔軟に対応する。

#### (2) 大声での発言等を控える

- ・近距離での会話や発声等も避ける。

#### (3) 共用の教材・教具・情報機器等は使用前に必ず消毒

- ・実験台・実験器具、共用の教材・教具・情報機器等は使用前に消毒をする。

#### (4) 保健体育（体育）

- ・全ての運動領域において、可能な限り感染症対策を行った上で実施する。ただし、生徒が密集する運動、近距離で組み合ったり接触したりする運動については、実施内容を検討する。
- ・指導順序の変更や家庭における学習の組合せによる指導計画の立案など、指導計画の見直しを検討する。
- ・運動不足や体力の低下が懸念されるため、準備運動や整理運動を十分に行うとともに、運動時間や運動強度を調整する。

##### ① 感染症対策について

- ・健康観察を行う。
- ・換気をこまめに行う。
- ・密集、密接を避ける（着替え、集合、活動中等）。
- ・共有の用具や器具は適切に消毒する。
- ・授業前後の手洗いを徹底する。

##### ② 学習活動例（武道〔柔道・剣道〕）

- ・人数：【基本となる動作・技】・・・特定の相手  
【攻防（試合等）】・・・特定の少人数（1組3人程度）
- ・時間：全活動時間の1/3程度
- ・その他  
固め技は生徒同士の頭部が過度に密着しないように配慮する。（柔道）  
活動中の発声は極力控える。（剣道）  
防具が共用の場合は、当面の間、面と小手の着装は控える。（剣道）  
※ 詳しくは、令和2年10月9日付け事務連絡（保健体育課）「今年度の体育における学習活動の取扱いについて」（令和2年10月7日付けスポーツ庁政策課学校体育室）を参照のこと。

##### ③ その他留意事項

- ・適切に熱中症対策を講じる。
- ・「マスク着用の必要性」及び「水泳授業の取扱い」については、保健体育課（学校体育担当）からの令和2年5月22日付け事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21日スポーツ庁）及び令和3年4月12日付け事務連絡「学校の水泳授業における感染症対策について」（令和3年4月9日スポーツ庁、文部科学省）を参考にして、柔軟に取り組む。

#### (5) 実習の前後の手洗いを徹底する

#### (6) 各教科における「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」(表)

- ・文部科学省衛生管理マニュアル Ver. 6 の54～56ページを参考に、可能な限り感染症対策を行った上で実施することを検討する。

表1：感染症対策を講じてもおお感染リスクが高い学習活動

教科等	学習活動
各教科等共通	生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等及び近距離で一斉に大きな声で話す活動（★）
理科	生徒同士が近距離で活動する実験や観察
音楽	室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏（★）
図画工作、	生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動

美術、工芸	
家庭、技術・家庭	生徒同士が近距離で活動する調理実習（★）
体育、保健体育	生徒が密集する運動（★）や近距離で組み合ったり接触したりする運動（★）

※「★」はこの中でも特にリスクの高いもの

#### 【参考】

- (1) 文科省衛生管理マニュアル Ver. 6 の 18 ページのレベル 3 の地域
  - ・ 4 ページの表 1 の学習活動は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから、行わないようにする。
- (2) 緊急事態宣言の対象区域に属する地域
  - ・ 体育の授業内容については、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空けて行う。
  - ・ 運動時は、身体へのリスクを考慮してマスクの着用は必要ないが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスク着用とする。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用することが考えられる。
- (3) 文科省衛生管理マニュアル Ver. 6 の 18 ページのレベル 2 の地域
  - ・ 4 ページの表 1 の学習活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。
  - ・ これらの活動における、生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また、回数や時間を絞るなどして実施する。この場合にも、（★）を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討し、その際には、以下の①～⑤についても留意する。
    - ① できるだけ個人の教材教具を使用し、生徒同士の貸し借りはしない。
    - ② 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせる。
    - ③ 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、生徒や保護者の意向を尊重する。
    - ④ 体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断する。
    - ⑤ 体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施する。ただし、気温が高い日などは、熱中症に注意する。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。
- (4) 文科省衛生管理マニュアル Ver. 6 の 18 ページのレベル 1 の地域
  - ・ 4 ページの表 1 の感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討する。その際には、レベル 2 地域における留意事項も、可能な範囲で参照する。

## (7) 全体を通じての留意事項

### ① 体育の授業におけるマスクの着用

- ・体育の授業においてマスクの着用は必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、生徒の間隔を十分確保する。

### ② 水泳

- ・プール内やプールサイドでの生徒の間隔については、必ずしも常時「2m以上」ということではなく、文科省衛生管理マニュアルVer.6の18ページの「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準で示す目安も参照の上、地域の感染状況に応じて対応する。また、これらはあくまで目安であり、現場の状況に応じて柔軟に対応する。

### ③ 合唱

- ・合唱をする際には、マスクを原則着用することとし、合唱している生徒同士や指導者等、聴いている生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともできるだけ2メートル（最低1メートル）空け、立っている生徒と座っている生徒が混在しないようにする。

### ④ 熱中症事故の防止

- ・学校管理下における熱中症事故は前年より減少しているが、国内では近年熱中症が増加していること、今後の気候変動等の影響を考慮すると状況はますます悪化していくことが懸念される。令和3年4月28日から「熱中症警戒アラート」が全国で運用開始されたので、その情報を活用しながら、熱中症事故の防止について、適切に対応する。

## 5 学校行事

### (1) 行事の精選

- ・学校行事は、子どもたちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与えるものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校行事を検討する。
- ・感染症予防の対策を講じることが難しい学校行事は、代替方法の工夫や中止を含めて検討する。

### (2) 学校行事の実施方法や内容の検討、実施時期の設定

- ・学校行事を実施する場合は、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮する。
- ・修学旅行等の宿泊を伴う学校行事を計画する場合は、保護者に費用の合計にあわせて、キャンセルした場合に負担する費用について事前に説明して、理解を得た上で、業者と契約をする。
- ・例えば、修学旅行では、①学校は、旅行業者と契約後、学校が中止等をした場合、企画料が発生すること、②キャンセル料は、出発日の何日前から発生し、どのくらいの金額となるか、③出発直前に中止する可能性があり、その場合、キャンセル料がどのくらいの金額となるか、④企画料やキャンセル料は、修学旅行積立金から支払うこと、などの説明が考えられる。
- ・修学旅行等の宿泊を伴う学校行事を実施する場合は、訪問先の自治体の状況を踏まえ、キャンセル料が発生することがないように早い段階において、延期、日程の短縮、行き先の変更等、選択肢を広げて検討する。状況によっては、中止も選択肢に入れて対応する。その際、参加予定のすべての保護者に連絡をして、理解を得た上で計画を変更する。

### (3) 修学旅行における感染症対策

- ・これまでに述べた感染症対策を参照するとともに、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、それぞれの実情に応じて行う。
- ・その他、遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事を実施するに当たっても、上記手引きを参考にす

る。

#### (4) 「いばらきアマビエちゃん」の登録と活用

- ・「いばらきアマビエちゃん」の登録をして、学校行事（入学式、体育祭、文化祭、卒業式等）などで、来校者が見込まれる場合、積極的に活用する。
- ・来校者の密集を避けるため、「いばらきアマビエちゃん」のQRコードを受付等の複数の場所へ掲示する、または、資料等に印刷して当日配布する。

## 6 部活動

### 【運動部活動】

- ・可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。
- ・各競技団体より、別途通知が発出されている場合は、通知内容を基に活動内容を検討する。
- ・生徒の検温、健康観察を行い、風邪等の症状がある場合は参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。（指導者も同様）
- ・運動不足や体力の低下が懸念されるため、まずは、体力の回復につながる運動を一定期間行い、徐々に運動時間や運動強度等を増やしていくことが望ましい。特に、適切に熱中症対策を講じるとともに、新入生の練習参加については、十分な配慮を行う。
- ・「茨城県部活動の運営方針」を準拠し、短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組む。

#### (1) 感染症対策について

##### ① 活動場所について

- ・屋内で実施する場合は、こまめな換気や手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底する。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とする。

##### ② 用具等について

- ・器具や用具等を共用で使用する場合には、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行う。
- ・生徒間で不必要に使い回しをしない。

##### ③ その他

- ・ミーティングは、密集を避け、指導者と生徒、生徒間の距離（最低1m）をあけて実施する。
- ・部室、更衣室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避ける。
- ・マスクの着用については、体育授業における取り扱いに準ずること。

#### (2) 練習試合、合宿等の実施について

- ・会場への移動時や会場での更衣室の利用時など、スポーツ活動以外の場面も含め、各部ごとに対応策を講じるのではなく、学校として責任をもって感染症対策を行う。
- ・練習試合、合宿等は、その地域の感染拡大状況より慎重に判断する。（別途、県より自粛要請がある場合もある）なお、部活動を担当する教員のみで決定するのではなく、学校として実施の必要性を協議し判断する。

#### (3) 緊急事態措置区域及び重点措置地域に所在する各学校における「感染症対策を講じてもおお感染リスクが高い活動」の制限等について

- ・部活動中における感染リスクの高い活動等の制限のみに限らず、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、学校全体として一層の感染症対策に取り組むこと。

＜地域の感染状況に応じた取り組み（レベル3・レベル2地域）感染リスクの高い活動等の制限等＞

- ・近距離で組み合わせることが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動などを一時的に制限する。
- ・密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等は行わない。

- ・用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する。
- ・学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限する。
- ・大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

#### <部活動に付随する場面での対策の徹底>

- ・部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。
- ・部室、更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

#### <学校全体としての取組>

- ・活動を認めるに当たって部活動から学校への活動計画書等の提出を求めるなど学校として感染対策を確認する。
- ・部活動に参加する者が感染した場合に、感染の拡大を防ぐため、連絡体制や対応手順を再確認する。部活動に参加する者自身による日常的な検温や体調管理などの健康観察の励行を強化し、発熱等の症状がある生徒等は活動への参加を控えるよう周知徹底を図る。

#### 【文化部活動】

- ・文化部活動の特性を踏まえ、運動部活動に準じて対応する。

## 7 休み時間

休み時間中の生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて、指導の工夫が必要である。

- (1) 会話をする際には、一定程度距離を保つ。
- (2) お互いの体が接触するような遊びは行わないようにする。
- (3) トイレ休憩については、混雑しないように動線を示して実施するなどの工夫をする。

## 8 学校給食に関すること

### (1) 給食の時間の留意事項について

#### ① 配膳等

- ・給食の配膳を行う給食当番や教職員に対し、配膳前に再度、健康観察を行い、適切でない認められる場合は給食当番を代える等の対応をとる。(下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無等)
- ・衛生的な服装を徹底する。(エプロン、三角巾、マスクの着用)
- ・配膳時は、会話をせず、できる限り1メートル目安の間隔を空けて一人ずつ順番に食品を取る等の配慮を行う。
- ・盛り付けの際は、同じトング等の使いまわしをしないよう、担当者を決める。
- ・おかわりの配膳は、担任等が行う等、衛生及び感染予防に配慮する。  
※その他の配膳例…おかずや汁物は、担任等の教職員が盛り付けをする。

#### ② 会食時

- ・会食は、机を向かい合わせにせず、座席の間隔は1メートルを目安として離し、飛沫を飛ばさないよう、会話を控える等の対応を行う。
- ・会食中は、マスクを外すため、机上にティッシュやハンカチ等を置き、いつでも使用できるようにする等、咳エチケットを徹底する。

#### ③ 後片付け等

- ・食器等の後片付けを行う場合には、マスクを着用し、十分間隔を空けて一人ずつ順番に行う等、学校の状況に応じた配慮を行う。

## (2) その他

### ① マスク着用について

- ・給食の時間（配膳等）におけるマスクの着用は、くしゃみ又は咳の飛沫を防ぐ等、食品衛生上の危害の発生を防止するものであり、使い捨てマスクでなくても、布マスクや手作りマスク等を使用し飛沫を防ぐ。

### ② 手洗いについて

- ・給食当番はもとより、生徒等全員が給食前後に必ず流水と石けんでの手洗いを徹底する。
- ・また、流水で十分な手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒液を使用する。

## 9 学校給食施設（パントリー等）に関すること

学校給食の実施については、「学校給食衛生管理基準」に基づいた定期衛生検査や調理作業、配食等を遵守する。

### (1) 学校給食従事者等に関すること

- ・食品納入業者（牛乳、パン等）に対しても、白衣・帽子・マスク着用、手指消毒を徹底させる。
- ・学校給食従事者（受配校の配膳員及び配送職員含む）の健康状況等の確認及び記録を確実に行う。  
また、体調等に変化があった場合には、作業中であっても衛生管理責任者等に申し出ること等を徹底する。
- ・学校給食従事者（受配校の配膳員及び配送職員を含む）が休憩する場所は、3密にならない対策（部屋の換気、向かい合わせにならない食事、マスクを着用した会話等）を行う。

### (2) 夏季の衛生管理等

- ・傷みにくい献立にして細菌の増殖等が起こらないようにするなど、衛生管理に十分留意する。また、冷蔵保管及び冷凍保管する必要のある食品については、常温放置しないようにする。
- ・学校給食従事者（受配校の配膳員及び配送者職員を含む）の熱中症対策を十分に講じる。

## 10 清掃活動

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また、共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクを着用して行う。

- (1) 床の清掃時等は、ウイルスが飛散しないように注意する。
- (2) ほうきやモップ等、共用する用具は消毒を心掛ける。
- (3) 掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをする。

## 11 図書館

学校図書館は、児童生徒の読書の拠点として、また、学習・情報の拠点として、学校教育における重要な機能を果たしている。

- (1) 図書館利用前後には手洗いをするルールを設けて徹底する。
- (2) 生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫する。
- (3) 図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能は維持するよう取り組む。
- (4) 公益社団法人日本図書館協会「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」（令和2年5月14日策定）を参考にする。

※<https://www.j-sla.or.jp/pdfs/sla-guideline20200619.pdf>

## 12 熱中症対策

- (1) 近年の猛暑に対応するため、7月～9月の授業等では、特に、熱中症の対策に配慮する。

- (2) 暑さ指数（WBGT値）を踏まえた授業を行う。
- (3) 学校の教育活動全体において、適宜、水分補給ができるよう配慮する。
- (4) 温度や湿度などの室内環境にも配慮し、空調設備と換気を併用する。
- (5) 学校指定のジャージでの生活を認めるなど、生徒の服装についてできる限り配慮する。

### 13 学びの保障

- (1) 臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と生徒との関係を継続することが重要であり、感染の状況に応じて、地域や学校、生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じる。
- (2) 一定の期間生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、例えば同時双方向型のウェブ会議システムやClassiを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習把握を行う。
- (3) 学習指導を行う際には、感染の状況に応じて、地域や学校、生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT環境を活用したりして指導することが重要である。また、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話やClassiの活用等を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握するようにする。さらに、課題を配信する際には、生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関連して学校を休むなどして、学習内容が定着していない生徒には、別途、個別の補講の実施や課題などで必要な措置を講じる。
- (5) 緊急事態宣言の対象区域の高等学校については、生徒の通学の実態等も踏まえた上で、学校設置者の判断により、時差登校や分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習等の可能性を積極的に検討する。
- (6) 学校は、新型コロナウイルス感染症の拡大時に対応できるように、授業の動画配信、双方向型オンライン学習など、生徒がICTを活用して家庭学習に取り組めるように教材の作成等に努める。

### 14 PCR検査を受ける場合等の出席の判断 ※文科省衛生管理マニュアル Ver. 7 P. 62

#### (1) PCR検査を受ける場合

- ・生徒等が検査を受けることを高校教育課に報告する。
- ・検査結果を高校教育課に報告する。
- ・PCR検査を受けた者は、結果判明まで出席停止とする。
- ・なお、PCR検査の結果判明後も十分に健康観察を行う。
- ・医療機関から本人（保護者）に結果が伝えられる。また、医療機関から保健所にも届出される。
- ・学校には、通常、本人（や保護者）から、感染が判明した旨の連絡がされる。

#### (2) 感染者及び濃厚接触者が確認された場合

##### ① PCR検査で陽性となった場合（感染が確認された場合）

- ・完治するまで出席停止（保健所の許可のもと登校）
- ・学校で感染者が確認された場合は、感染者の学校内での活動状況や地域の感染拡大状況を踏まえ学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業の措置を検討する。

#### 【休業にする範囲（例）】

- ① 他学級との交流なし ⇒ 学級単位の休業  
※欠席していたなど、学級内においても交流が認められない場合はこの限りではない。
- ② 他学級との交流あり ⇒ 学年単位の休業
- ③ 他学年との交流あり ⇒ 学校全体の休業
- ④ 活動範囲の把握困難 ⇒ 学校全体の休業

## ② 濃厚接触者の特定

- ・感染者への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行う。
- ・保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、学校も協力する。
- ・濃厚接触者は、PCR検査の結果が陰性であっても、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間（14日間）の出席停止とする。

### 【濃厚接触者とは】

患者が発病した日の2日前から接触した者のうち次に該当する者

- ・感染が疑われる者と同居あるいは長時間の接触があった者
- ・対面で会話することが可能な距離（目安として1メートル以内）で15分以上感染予防なしで患者と接触があった者（患者の症状やマスクの使用有無等から総合的に判断）

## ③ 濃厚接触候補者リスト作成

- ・学校で生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確定された場合に、校内における濃厚接触者及び濃厚接触者周辺の検査対象となる者（以下「濃厚接触者等」という。）の特定にあたり、学校は、「濃厚接触者リスト（学校関係）」を使用し、濃厚接触者等の候補を整理する。
- ・濃厚接触者等の決定は保健所が行うので、速やかにリストを作成し、学校の所在地を所管する保健所に提供する。

### 【参考】

- ・令和3年9月17日付け、高教第1608号、特教第706号  
「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について（依頼）」

## (3) 学校で感染者が確認された場合の対応

### ① PCR検査を受ける生徒等の確認

- ・保健所と連携して、PCR検査を受ける生徒等の確認をする。その際、感染拡大防止の観点から当該生徒等と接触のあった生徒等が幅広く検査を受けることができるよう保健所に要請する。

### ② 校舎内の消毒

- ・保健所及び学校薬剤師等と連携して校舎内の消毒を十分に行う。
- ・必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度25ppm（25mg/L）以上の亜塩素酸水消毒液により消毒する。
- ・トイレは、消毒用エタノール、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度100ppm（100mg/L）以上の亜塩素酸水消毒液を使用して消毒する。
- ・症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされている。
- ・物の表面についてのウイルスの生存期間は、24時間～72時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる。

### ③ PCR検査を受けた生徒等だけでなく、すべての生徒、教職員の健康観察を徹底する。

## 15 重症化のリスクの高い生徒等への対応 ※文科省衛生管理マニュアル Ver. 7 P. 43

- (1) 医療的ケアを必要とする生徒等（以下「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸の障害がある者もおり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をする。
- (2) 医療的ケア児の登校に当たって、学校は、事前に受入れ体制や医療的ケアの実施方法などについて、学校医等に相談し、十分安全に配慮する。
- (3) 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い生徒等（以下「基礎疾患児」という。）についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をする。

## 【参考】

### ・重症化のリスクが高い方について

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされている。

- (4) これらにより、登校すべきでないと判断した場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにする。

## 16 海外から帰国した生徒等への対応 ※文科省衛生管理マニュアル Ver. 7 P. 46

- (1) 政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機の時間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。

## 17 生徒の出欠の扱い ※文科省衛生管理マニュアル Ver. 7 P. 44、45、62、63、64、65ページ

### (1) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

- ・まずは、保護者から事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るように努める。
- ・その上で、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能である。その判断に当たっては、特に中学生は就学義務も踏まえ、生徒の学びが保障されるよう配慮する。

### (2) 出席停止等の取扱い

#### ① 学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止

- ・発熱等の風邪の症状が見られる生徒
- ・感染が判明した生徒
- ・感染者の濃厚接触者に特定された生徒  
濃厚接触者の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間とする。
- ・同居の家族に感染の疑いがあり、学校を休ませる生徒  
例えば、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられ、PCR検査を受ける場合、生徒を出席停止として自宅で健康観察とすることが考えられる。
- ・感染がまん延している地域（文科省衛生管理マニュアル Ver. 7 の 16 ページのレベル2や3の地域）では、保護者の理解と協力を得て、家族に風邪の症状が見られるときにも、出席停止の措置を取る。

#### ② 「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合

- ・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合
- ・感染が不安で休ませたいと相談のあった生徒について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

## 18 生徒及び教職員の心身状況の把握、心のケア等

- (1) 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等により、生徒の状況を的確に把握するとともに、学校医と連携した健康相談等の実施や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応していく。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関連したストレス、いじめ、偏見等に関し、相談窓口（「24 時間子供SOSダイヤル」やSNS相談窓口等）を適宜周知する。
- (3) 新型コロナウイルスに関連して、登校しない日が数日続く生徒には、家庭訪問等を実施し早めに対応する。
- (4) 新型コロナウイルス感染に対する不安等で登校できない生徒に対しては、電話による相談だけでなく、オンライン会議システムにより生徒の顔を見ながら話をする等、ICTの活用を検討する。
- (5) 学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える教職員の精神面の負担にも鑑み、学校の管理職や設置者等は、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。その際、必要に応じ、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」や、教職員がプライバシー厳守で相談できるサービスを紹介することも考えられる。

## 19 教職員の感染症対策

- (1) 教職員においては、生徒と同様、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用する。
- (2) 毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、風邪症状が見られる場合は、自宅で休養する。
- (3) 教職員については、休みをとりやすい職場環境も重要である。具体的には、急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報共有を日頃から行うことや、教職員が出勤できなくなった場合の指導體制等の校務分掌について検討を進める。
- (4) 教職員本人が濃厚接触者となった場合や、同居家族に風邪症状があるなどにより出勤できない場合に、業務をテレワークで行えるよう、必要な規程等を定めることが考えられる。
- (5) 職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにする。
- (6) 職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散して勤務する等も考えられる。
- (7) 職員会議等を行う際は、最少の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、全体で情報を共有する必要がある場合は、電子掲示版等を活用すること、また、オンライン会議システム等を活用することが考えられる。

## 20 その他の事項

- (1) 感染症対策用の持ち物として一般的には次のものが必要となり、生徒に持参するよう指導する。
  - ・清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布等
- (2) 新型コロナウイルス感染症を生徒が正しく理解し、感染リスクを避けることができるように、次の点に留意して、LHR等で指導を行う。
  - ・なぜ、その対策をする必要があるのか生徒が考えて、主体的に行動できるようにする。
  - ・免疫力を高めるため「十分な睡眠」「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心掛ける。
  - ・新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染することを理解する。
  - ・感染症対策では、感染源を絶つこと、感染経路を絶つこと、抵抗力を高めることの3つのポイントを踏まえ、取組を行うことが重要であることを理解する。
  - ・新型コロナウイルス感染症に関する教材として、日本赤十字社が作成した「新型コロナウイルス感染症に関する青少年向け教材」などを活用する。

- (3) ポスターの掲示、保健だより等で、新型コロナウイルス感染症の予防について啓発する。
- (4) 感染者、濃厚接触者となった生徒が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象とならないよう十分な配慮・注意をする。また、医療従事者とその家族に対する偏見や差別が生じないように指導する。
- (5) 教室の窓等を開放するため、貴重品を必ず持ち歩く等、貴重品の自己管理を徹底する。
- (6) 学校内で発熱等の風邪症状が生じて、保護者が迎えに来る場合、生徒が一時休養する部屋の確保及び保護者の連絡先を明確にしておく。
- (7) 新型コロナウイルスの感染者、濃厚接触者が確認された場合の校内（教職員、保護者等）及び県への連絡体制を明確にしておく。
- (8) 学校内での感染拡大防止のためには、学校外からウイルスを持ち込まないことが重要であるため、家庭にも協力を呼び掛ける。
- (9) 県チェックリストをもとに学校版チェックリスト（資料1）を作成する。
- (10) 学校版チェックリスト（資料1）を活用して、学校における新型コロナウイルス感染症対策の取組を定期的に確認し、教職員や生徒が継続して感染症対策の徹底を図るようにする。

# 県立高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策

## 「県立勝田中等教育学校 チェックリスト」

茨城県立勝田中等教育学校

記入日 令和3年 月 日

以下の項目について、定期的にチェックして、学校全体で感染症予防に取り組んでいます。

### 1 新型コロナウイルス感染症の正しい知識と理解

- (1) 正しい感染予防策の指導
  - ・学級活動等で、新型コロナウイルス感染症、感染拡大防止策について正しく理解できるように指導している。
- (2) 新型コロナウイルスの感染予防の啓発
  - ・掲示板にマスクの着用、手洗い場に正しい手の洗い方等の啓発用ポスターを掲示してある。
  - ・保健だより等で、学校の感染予防対策の周知を図っている。

### 2 学校における感染予防対策

ガイドラインをもとに、各項目で3密（密閉、密集、密接）を避ける等、適切な指導をしている。

- (1) 登校前（体調観察、検温等）
- (2) 登下校（マスクの着用、手の消毒、手洗い等）
- (3) 授 業（教室、特別教室、実験、実習、体育等に応じた対策）
- (4) 給 食（食事前の手洗い、大声での会話を避ける、対面での机の配置を避ける等）
- (5) 昼休み（教室以外の昼食場所の設定等）
- (6) 部活動（部室の使用法、練習方法、ミーティング等）
- (7) その他（共有部の消毒、集会を放送で実施等）

### 3 体調が悪い生徒等に対応する体制づくり（新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合）

- (1) 専用の休養場所が確保してある。添付資料2
- (2) 連絡体制（管理職への情報集約、保護者への連絡と対応）の明確化と共有ができている。添付資料2
- (3) PCR検査を生徒等が受けた場合の校内の報告手順、学校から県への報告手順が明確化してある。添付資料1

### 4 環境整備

- (1) 職員室、会議室等の換気をしている。
- (2) エアコン稼働時にも換気をしている。
- (3) 手指消毒液の設置及び積極的な活用を指導している。  
手指消毒液が手に入らない場合は、石けんと流水を基本とするこまめな手洗いを指導している。
- (4) 共有の場所（手すり、水道蛇口、スイッチ等）を定期的に消毒している。

### 5 生徒の心のケア等

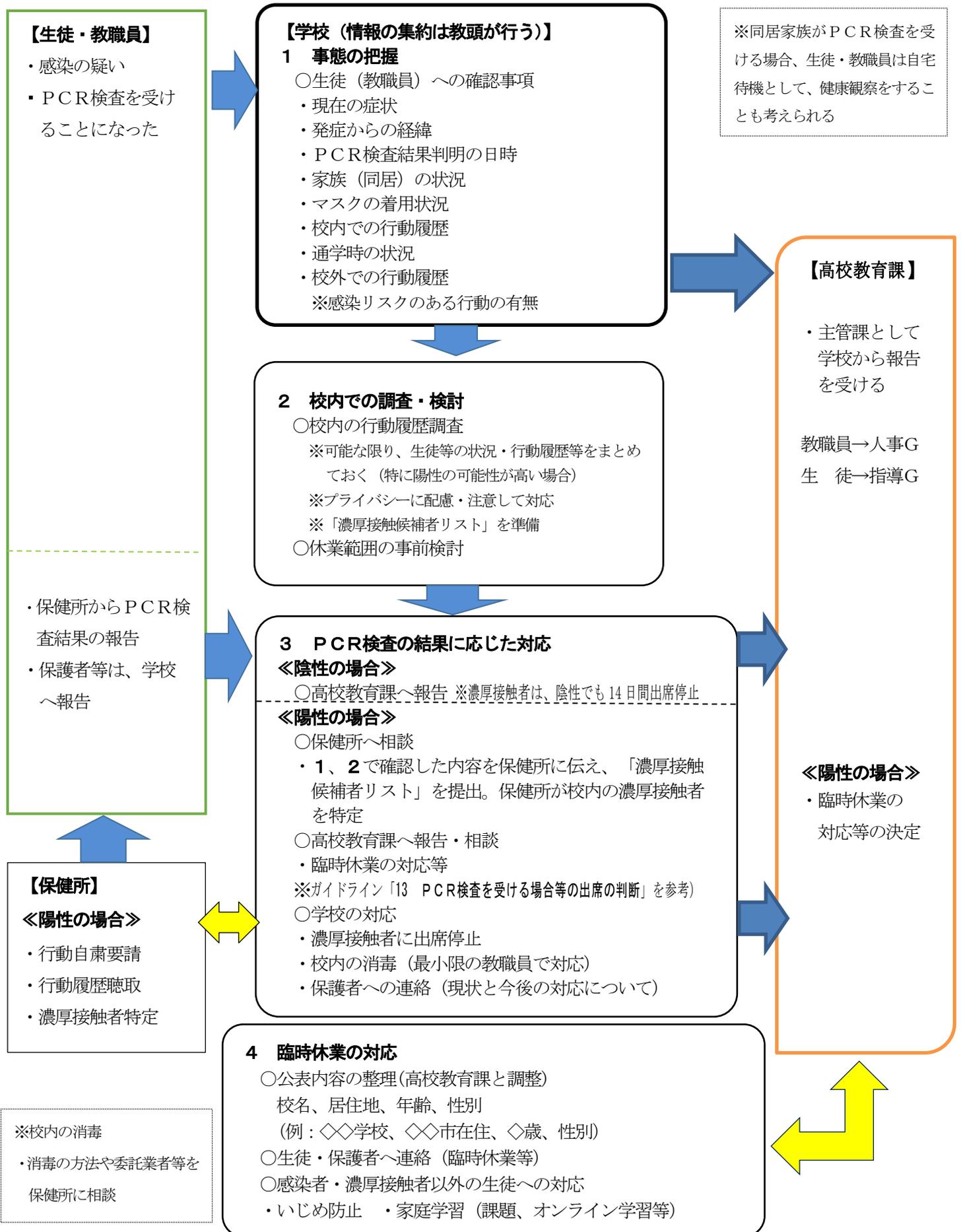
- (1) 健康相談、カウンセラー等の支援、家庭訪問等を行う体制が整っている。
- (2) 感染者等に対する偏見や差別によるいじめの防止に取り組んでいる。

### 6 その他

- (1) 暑い時期は、熱中症対策も十分に注意して授業等を実施している。
- (2) 教室の窓等を開放するため、貴重品を必ず持ち歩く等、貴重品の自己管理を徹底している。
- (3) 「いばらきアマビエちゃん」の登録と活用を行っている。

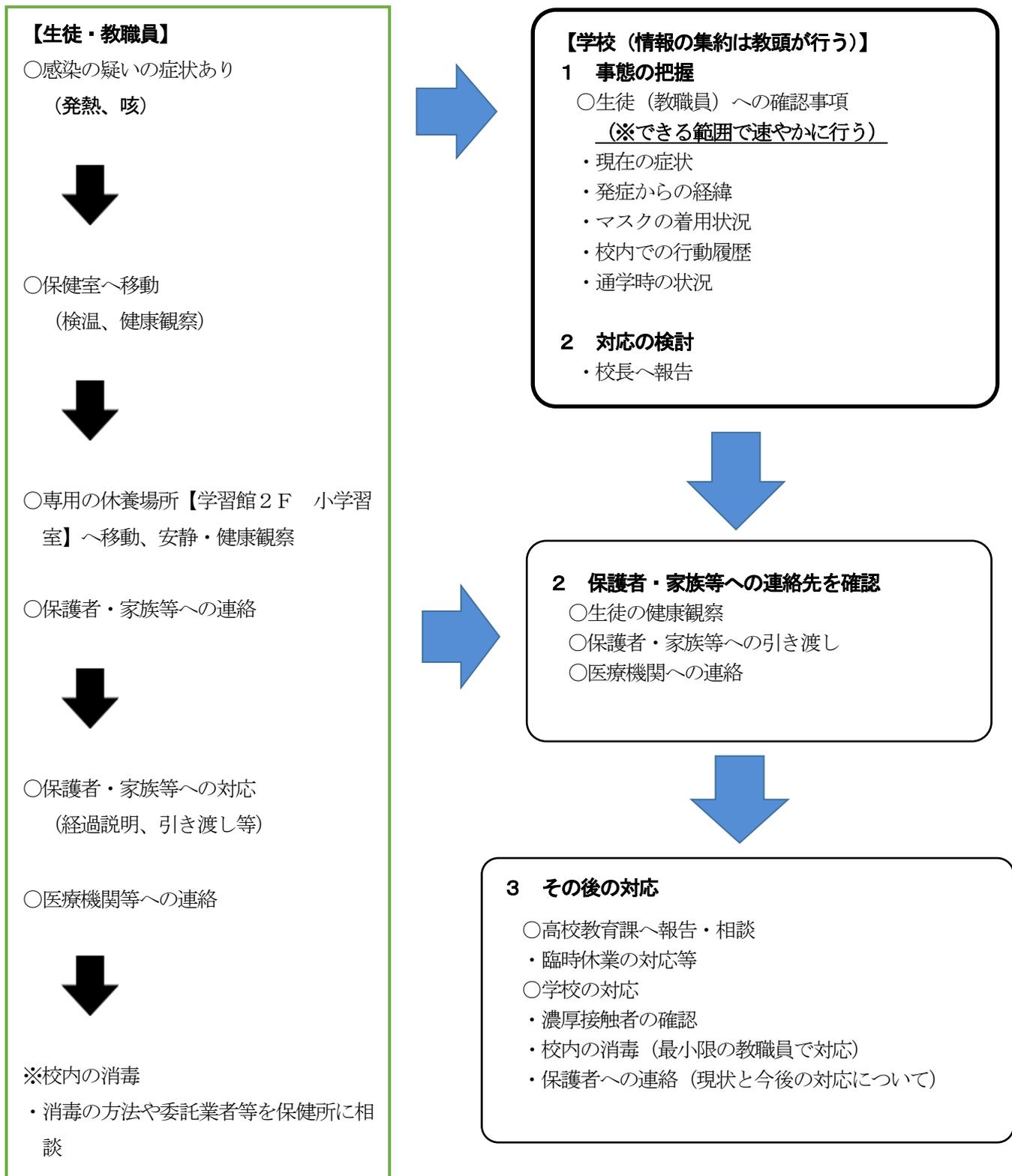
添付資料 1

PCR検査を生徒等が受けることになった場合の学校の対応



## 添付資料 2

### 学校内で生徒等に感染の疑いがある場合の緊急対応



令和〇年〇月〇日

## 新型コロナウイルス罹患に係る報告について

- 1 学校名 県立勝田中等教育学校（校長）下山田 芳子
- 2 対象者 茨城 太郎（いばらき たろう）〇歳 男 中等〇年次 〇〇部  
現住所 〇〇市
- 3 概況（症状、家族の罹患状況等）
  - ・〇月〇日（〇）夜に咳が出て、〇月〇日（〇）に38℃の発熱。
  - ・〇月〇日（〇）にPCR検査を受けて、〇月〇日（〇）に陽性と判定された。
  - ・ほぼ同じ症状で母も通院し、風邪と診断。母もPCR検査で陽性と判定された。
- 4 行動歴
  - ・〇月〇日（木）登校 6時間授業 部活動参加（〇〇部）
  - ・〇月〇日（金）登校 6時間授業 夜、咳が出る
  - ・〇月〇日（土）在宅 朝、38℃の発熱で通院し、風邪と診断。PCR検査（母、本人）
  - ・〇月〇日（日）休み
  - ・〇月〇日（月）休み 母・本人ともに陽性と判定
- 5 学校の対応
  - 〔記入例1〕※臨時休業を行わない場合
    - ・臨時休業は行わない。
    - ・〇月〇日（〇）校内に濃厚接触者はいないと保健所が判断（〇〇〇～のため）
    - ・〇月〇日（〇）PCR検査を受診（〇時より本校体育館）  
対象者：合計〇名 〇年〇組の生徒〇名（昼食が一緒）  
〇部の部員〇名  
授業担当教員〇名
    - ・〇月〇日（〇）、校内の消毒（教職員）
  - 〔記入例2〕※臨時休業を行う場合
    - ・臨時休業を行う。
    - ・〇月〇日（〇）臨時休業（〇年〇組のみ）
    - ・〇月〇日（〇）PCR検査を受診（居住地の近くの病院）  
対象者：合計〇名 濃厚接触の生徒〇名、授業担当教員〇名
    - ・〇月〇日（〇）、校内の消毒（教職員）
- 6 濃厚接触者への対応
  - ・濃厚接触者はいないが、生徒〇名がPCR検査を実施予定。
- 7 体調不良の生徒はいるか、教職員はいるか
  - ・生徒、教職員ともに体調不良の者はいない（〇月〇日現在）。
- 8 本人及び学級、一緒に活動・登校していた生徒や教職員のマスクの着用状況
  - ・食事の時以外は、マスクを着用していた。
  - ・ただし、体育の授業（〇月〇日〇時間目）でマスクを外す機会があった。
- 9 生徒の健康管理の把握について
  - ・毎朝、健康観察表で確認（体温を記入）。
- 10 全校生徒・保護者への臨時休業の連絡方法について
  - ・〇月〇日に、全保護者に緊急情報メールを配信（新型コロナ感染者に関する学校からのお知らせ）。